

N o 3－2 医師留学支援事業費補助金【臨床研修医及び専攻医特別枠】交付要綱 新旧対照表

新	旧
令和 <u>8</u> 年度医師留学支援事業費補助金【臨床研修医及び専攻医特別枠】 交付要綱	令和 <u>7</u> 年度医師留学支援事業費補助金【臨床研修医及び専攻医特別枠】 交付要綱
第1～2条 (略) (補助申請者の要件) 第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。 (1) 高知県内の医療機関又は教育関連機関に在籍する令和 <u>8</u> 年4月1日の時点で卒後1年目～5年目の者 (2)～(4) (略)	第1～2条 (略) (補助申請者の要件) 第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。 (1) 高知県内の医療機関又は教育関連機関に在籍する令和 <u>7</u> 年4月1日の時点で卒後1年目～5年目の者 (2)～(4) (略)
第4条 (略) (補助申請) 第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。 2 補助対象期間は令和 <u>8</u> 年4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。	第4条 (略) (補助申請) 第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。 2 補助対象期間は令和 <u>7</u> 年4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。
第6条～12条 (略)	第6条～12条 (略)

新	旧
附 則	附 則
1 この要綱は、令和 <u>8</u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日から施行する。	1 この要綱は、令和 <u>7</u> 年4月1日から施行する。
2 令和 <u>8</u> 年度補助額は、令和 <u>8</u> 年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助(予定)額の2分の1を上限とする。	2 令和 <u>7</u> 年度補助額は、令和 <u>7</u> 年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助(予定)額の2分の1を上限とする。
(別表) (略)	(別表) (略)
第1号様式 <u>年度の変更</u>	<u>第1号様式</u>
第2号様式 (その1) <u>年度の変更</u>	<u>第2号様式 (その1)</u>
第2号様式 (その2) <u>年度の変更</u>	<u>第2号様式 (その2)</u>
第3号様式 <u>年度の変更</u>	<u>第3号様式</u>
第4号様式 <u>年度の変更</u>	<u>第4号様式</u>
第5号様式 <u>年度の変更</u>	<u>第5号様式</u>
(別紙1) <u>留学事業計画書に記載例を追加</u>	<u>(別紙1)</u>
(別紙2) 変更なし	(別紙2)
(別紙3) 変更なし	(別紙3)
(別紙4) 変更なし	(別紙4)
(別紙5) 変更なし	(別紙5)
(別紙6) 変更なし	(別紙6)
(別紙7) 変更なし	(別紙7)
(別紙8) 変更なし	(別紙8)